# 第５回摂津市上下水道事業経営審議会

開催日時：令和８年１０月１日（木）１０時００分～１１時３０分

開催場所：摂津市上下水道部２階大会議室

出席委員：尾﨑会長、田中委員、松田委員、島内委員、辻谷委員、山下委員、
上田委員、尾原委員

傍聴者　：２名

次第　　１　開会

２　議題

（１）　経営改善策について③

（２）　答申案検討について①

（３）　その他

３　閉会

**【資料説明】**

**質疑等**

**（委員）**

12 ページで窓口取扱い件数一覧を出していただいている。土日祝日１日当たりの件数が大体 6～8 件ぐらいだと思うが、平日１日当たりはどのくらいになるか。

**（事務局）**

平日１日当たりの正確な数字については把握できてない。

（委員）

窓口開庁日等の見直しによって、平日に窓口へ行くことが難しい人の徴収率が下がってしまう懸念がないのか少し気になった。

（事務局）

窓口開庁を19時まで設定したのは、日中、仕事でなかなか窓口に来ることができないお客様が、例えば17時から17時半ぐらいに仕事が終わられて、お支払いに来ていただけるのであれば、19時ぐらいまでというところで、当初、設定をさせていただいた。令和5年の業者委託が始まった後からではあるが、現在、支払いに関しては、納付書が手元にありさえすれば、バーコードを読み取ることでキャッシュレス決済が可能である。例えば甲社や乙社等、皆様が多く使われているキャッシュレス決済に対応しているので、窓口に来なくても納付書を紛失さえしなければ、すぐその場で支払いができるようになっている。他にコンビニも期限が切れていなければ、一部を除いて、全国で支払いが可能である。確かに19時に、支払いに来られるお客様はいらっしゃるが、支払いという点ではある程度、業者への委託以降も充実を図ったというところもある。それプラス、大阪府内でもあまり数は多くないが、クレジットカードの決済についても可能となっている。1回登録してしまえば自動的にクレジットカードで毎月引き落しがかかるという形になっている。支払いに関しては、概ね、お仕事をされているような方で、キャッシュレス決済を多く使われているような層の方々の対応はできているのではないかと考えている。

（会長）

平日1日当たりの件数だが、12ページでざっと言うと多分、全体は1万2,547件で土日祝日が824件なので引き算すると1万1,723件となって、年間平日は大体240日ぐらいなので単純に割ると49件ぐらいになるので、平日1日50件ぐらいということになろうかなと思う。どちらかとういと、125日ぐらいが土日祝日で三が日を除くと120日ぐらいと思うので120日のうち0人という日が何日あるのか少し興味はあるけれども、やはりバラバラと来ているのかどうかというあたりで、先ほどご意見があったように、キャッシュレス等の電子化も進んだとしても、来庁してというニーズもあり、その場合に土日でないと行けないという場合もあるので、一遍には難しいとしても、例えば第1と第3日曜日だけ開けるとか、第2と第4は土曜日だけ開けるみたいな形で開庁し、それに合わせて来ていただくということをするだけでも1か月、数か月分ぐらいの開業日数の削減にはなるかなと思う。ただ一方で、多分これも委託だと思う

ので、日割りではないため単純に委託料としてどれぐらい下げられるかという問題はあるかもしれないが、そういう検討も今後必要なのかもしれない。そういう意味では、0 人の日がもし多いようであるならば、かなり過剰にサービスを提供している。逆に言うと委託費として少し無駄がでているという部分もあると思う。

**（委員）**

11 ページのところで、一般会計繰入金や交付金ということで、資本的収支に関わる新たな収入の確保の方向性をお示しいただいたと思う。その中で聞き漏らしていたなら申し訳ないが、1 点目として、防災・安全交付金については申請され内示があったという話かと思うが、一般会計繰入金の方の対応はどうかということである。2 点目として、ここに表現いただいているメニュー以外としては、水道施設整備等に係る国庫補助のメニューというのもあり、こちらで示されているものよりも、採択の要件が少し厳しいところはあるけれども、先ほどのお話を聞いていると、交付金のところで書いているような採択要件のところが同じような形で関わってくる。例えば資本単価の部分が一定クリアできているのであれば、国庫補助として対応されているメニューの申請を検討ができないのか、検討が難しいとお考えになっている部分があれば少しご教示いただければというのが 2 点目である。3 点目として、今お示しいただいているのは、こういうメニューがあるということだが、例えば資本的収支の内訳として、内部留保資金、貯金の部分を資本投資に使う、それとあとは企業債、借金をしてという大きな構成としては、この二つかと思うけれども、そこに補助金であり、繰入金、交付金を入れることによって、自己負担を減らせる、あるいは企業債が減らすことができるというようなイメージをつけると、ここの取り組みがわかりやすくなる気がしたのでご意見として挙げさせてもらった。

**（事務局）**

一般会計からの上下水道の出資に要する経費というところは、まだ具体的に一般部局との協議はない状態である。北摂他市も、ここの活用については検討、意見交換しているところである。ここの部分というのは、全国平均を上回る速度で更新を行っている部分の上澄み部分についての補助のことである。摂津市は全国平均を上回るペースで耐震化更新を行っている状況であり、その部分の条件は満たすことができている。あと、今まで全く議論のなかった繰入金である。一般部局からは下水道に対しては様々な基準内の繰出金があり、下水道は比較的協議が日常的だが、一方で水道は企業会計として独立採算が原則ということもあり、慎重な議論が必要だと思っている。そのため具体的な協議はこれからという状態である。2 点目の国からの交付金のメニュ

一だが、メニューの中の防災・安全交付金は、過去に活用した水道施設関係で申し上げると、災害対策というところでは、配水池の更新で緊急遮断弁の設置費用を要求して交付金を獲得した。今あるメニューで申し上げると、上下水道一体の耐震の部分、それから老朽化対策の部分がメニューとしてあるけれども、上下水道一体の耐震については、計画を作ってはいるが、水道事業と下水道事業では、かなり整備時期に隔たりがあり、水道管で更新したい箇所においては、下水道の耐用年数が到来しておらず、更新をする必要がないというような状況の箇所が多く、上下一体で整備をすることが難しいため、こちらの補助金については獲得が難しい。老朽化対策については、資本単価の部分は条件を満たすことができているが、更新計画がネックになっている。平成 28 年以前の計画であれば、獲得できるところではあったのだが、摂津市においては、更新計画の具体的なものを、その時点では提示できておらず、令和元年度の上下水道ビジョンが今、市における更新の計画となっている。そのため朽化対策の部分についても、補助対象外ということで、大阪府の方へ交渉に行っているが、現状難しいという状態であり、唯一、今のところ活用可能な水道施設アセットマネジメント推進事業に切り替えて内示獲得を目指している状態となっている。

**（委員）**

国庫補助を取得していくという部分でいうと、話があったように資本単価の要件はクリアしているが、要は更新計画なり、そこのバックになる部分というのを整えていけば、一定視野に入ってくるということで検討いただける方向にあるということか。

**（事務局）**

そうである。

**（委員）**

日本水道協会の立場としては、できるだけ国の資金というものを事業体の方にお使いいただけるようにということで、補助金の確保なりということについての要望なり支援をお願いするという活動をさせていただいているところでもあり、ここに挙げていただいている繰入金や交付金に加えて、更に補助金等も活用していただいて、できるだけ自助経営の健全化に寄与できるように取り組んでいければと考えているので、そちらの方についても色々とご検討いただければと思う。

**（会長）**

やはり外からお金を取ってくるということは、非常に重要なことだと思う。メニュー

に関して十分理解ができてない部分もあるかもしれないので、協会の方とも場合によっては相談いただきながら、ぜひ活用いただければと思う。

**（委員）**

収益面での改善というところで、年報の収入の内訳を見させていただいた。納付金は営業外収益か。

**（事務局）**

そうである。

**（委員）**

手数料はどの項目に入るのか。

**（事務局）**

手数料は営業収益のその他営業収益の部分である。

**（委員）**

手数料は割合的に多くはないかもしれないが、納付金というのは、3、4%ぐらいの割合を占めているので、そこをきちんと確保するのは大事かなと思った。あと割合的にはかなり低いが、土地物件収益というものがある。例えば摂津市で土地を何か有効活用して、その収益を確保していることが何かあるのか。

**（事務局）**

土地物件収益というのは、現状更地になっている旧送水所の土地や配水池の建て替え用地として過去確保したが、実際はその用途では使わずに空いている土地の一部を貸し出している。今のところは、市の一般会計に貸付をして、高齢者の方々のグラウンドゴルフ、ゲートボールで利用し地域の高齢者施策に活用いただいている。また、本庁舎の隣に消防署があるが、その底地が水道の土地で、消防署の用地として貸している。こちらについては、過去に用地を比較的安い水準で貸している時期があったが、我々も公営企業ということもあり、今は基本的に路線価をベースとした価格に基づいて賃料を決定してお貸ししている。

**（委員）**

わずかかも知れないが収益を確保することが大切だと思うので、その辺も検討されるといいと思う。あともう一点、先ほども少しあった土日祝日や夜間の窓口営業の話だ

が、最近、駅のみどりの窓口がなくなってきている。券売機で特に問題がないときはいいが、何かトラブルがあったときに結局すごく不便なときがある。難しいところではあるが、ただそうは言っても、やはりコストもかかるし、利用状況、稼働率の問題があるのでそこは十分精査された方がいいと思う。近隣市と比較して極端にサービスが悪くなるのであれば、やはり考えた方がいいが、少し過剰というのであれば、近隣市のサービス状況も見ながら検討されればいいのではないかと思う。

**（会長）**

委員からあったとおり、納付金に関しては、年度によるが 3 から 4%ぐらい占めているということなので、少なくとも一定の割合を占めているということで継続しつつ、他市の動向も見ながら必要に応じて適切に改正していくことになると思う。ではまた何かあれば最後にご意見いただけたらと思う。一旦次に移らせていただく。

続きまして次第の 2 議題の（2）答申案検討について①について、事務局から説明をいただく。冒頭申し上げたとおり、委員の皆様からいただいたご意見をベースとした骨子案の説明をこれからしていただく。ご説明いただいた後、ご意見をいただければと思う。

**【資料説明】**

**質疑等**

**（会長）**

答申案に向けてのご説明をいただいた。資料の 14 ページ、①から⑭は、先ほどご説明があったとおり、第 1 回から第 4 回の審議会を通じていただいた内容を集約していただいており、それをベースに 15 ページにあるとおり、改善策として骨子案の中には三つの大きな項目を設けて、その中身については、16 ページ、17 ページと 18 ページで、改善策①②③およびその他と項目を立てた答申案の骨子ということで、いただいたご意見に関して対応する形で作成いただいているということである。本日の資料は議論しましたとか行いましたという書き方になっているが、答申としては何々が必要であるとか、何々が望ましいとか、何々の検討した方が良いというような末尾で答申案は作成することになろうかと思う。どこからでも結構だが、一つは 14 ページ目にある①から⑭までをご確認いただき、こういうことも言ったはずだとか、もし抜けがあ

ればそれも含めてご指摘いただければと思う。大きく改善策ということでその他を入れて 3 項目という形で、その中の内訳をそれぞれ記載いただいているけれども、それの補足であるとか、抜けがもしあるようであれば、ご指摘をいただければと思う。どこからでも結構なのでご意見をいただければと思うがいかがか。

**（委員）**

前回の議論に戻るが、非常に不勉強で逓増度という言葉をあまりわかっていなくて、高度累進課税みたいなものかと思っていた。実際は違っていて答申案では、家庭に大部しわ寄せが来るように思った。大きい企業は水道料とか消費税を経費で全部落とせるけれども、小さい企業は、それは全部自分の経営努力でクリアしなければならないし、年金者の方や普通の家庭もそうですけど、全部自分で耐えなければいけないということで、やはり、少し大きいところに累進ではないけれども、もう少し負担をしてもらうような、そういう考え方にならないかなと思う。今日、余計なことだが、A 市が 10 月 1 日から水道料金を約 40%値上げしたと報道していた。中小業者の皆さんや年金者の方を取材していたのだが、すごい悲鳴をあげて、もう水を使わないようにして、貯めておいてそこで洗うとか、非常に厳しい状況が悲鳴のように上がっていた。やはり大きいところにこそ、もう少し負担をしていただけるようなそういう考え方を検討していただけるかなというふうに思っている。

**（事務局）**

第 3 回審議会で逓増度のご説明をさせていただいている。第 3 回審議会資料の 13 ページでご説明させていただいたとおり、摂津市は逓増度でいうと大阪府内で最も大きいということで、他市に比べるとかなり傾斜がきつい。経営を考えたときには圧倒的に低い水量ところの件数がものすごく多い。そのため、大企業に負担してもらうところの逓増度をたとえこのままにしたとしても、一定程度、低い水量のところの金額は上がることになると考えている。第 4 回審議会のときに、シミュレーションの基本的な考え方としては、逓増度はやや緩やかに、かといって、低い水量のところが最も高い改定率にならないように一定程度の配慮を行っている。

**（会長）**

逓増度の問題は今ご説明があったとおり、大阪府内の中では一番大きく、大企業の負担の割合が高いということがある。そういう意味で逓増度の緩和を少し進める必要はあると思うけれども、ご指摘いただいたとおり使用者にとって、料金増というのは負担になるということは間違いない部分かと思うのでそれに対する配慮については、そ

の他のところで少し記述をしていただいているけれども、とはいえ第3回の資料だと思うが、現状、水道水としてつくるのにかかる費用と支払っている料金を比較したときに、現状、支払っている料金の方が安いという状況があるので逓増度の緩和というのは、そういう意味で作るのにかかる費用に少しでも近づけるという意味でもあり、企業で考えたときに、原価割れして物を売るということは、なかなかあり得ないことかと思う。水道事業については、今、大企業の方に負担いただくという形での運用となっているので少しそれを是正させていただきたいという趣旨になろうかと思う。ただ、先ほども申し上げたとおり、負担という意味では市民生活への影響があるということかと思うので、その他の付帯意見のところでは、そういうことに対する対応も含めてご検討いただきたいという形にさせていただくことになろうかなと思う。貴重なご意見なのでしっかりそういうことを言っていただくことが必要かなと思う。

**（委員）**

18ページの生活者等への配慮について、先ほど委員がおっしゃられたことと重なるかもしれないが、一般会計の福祉的支援や経済対策というのは具体的にどのようなことを行っているのか。もしくは予定なのか。

**（事務局）**

ここでは一般会計の具体的な内容を含んで書いているというよりは、少し大きな枠で区分して出させていただいている。料金改定のために具体的に何か今検討が進んでいるという状況ではない。

**（委員）**

具体的にないのか。

**（事務局）**

具体的にない。

**（委員）**

方向性としては免除するとか、一部免除とかするか、もしくは何か補助金でとかそういう感じでもないのか。

**（事務局）**

所管が異なるので回答できない。

**（委員）**

理解した。17 ページの（3）だが再度料金改定が必要である状況を、前回から皆さんもご理解されていると思うが、来年料金改定をするときに、この先もう 1 回ぐらい料金改定があるということを含めて周知し改定をするのか。そういうことは周知せずに、1 回料金改定をして、5 年後ぐらいにまた料金改定するという感じにするのか。

**（事務局）**

お知らせのタイミングは様々考えられると思っている。改定のときに例えば、また改定があるようなことを即座に発信をするということが、いいのかどうかということを答申がもしこのとおりになれば、一度、事務局内で検討したいと思う。もちろん今回、前段で少しお示しした費用面の経営改善ということもあり、給水収益がシミュレーション通り行くかどうかというところもまだ不透明なところもある。ただこれまで少なくともこの 25 年間改定なくきているというような状況ではないことは、折に触れてということになろうかと思う。実情を知っていただくという意味では広報活動を強化する必要があると考えている。

**（会長）**

おそらく最初の質問の福祉的支援・経済対策というあたりについては上下水道部で決められない。ただ、答申としてはそういう事項をしっかり検討いただきたいということで記載をさせていただく。委員からも意見があったように、急激に変化することへの対応としては、一般財源も含めてご検討いただきたいということを付議させていただく必要があると思っている。ただ福祉政策として恒常的に支援を続けるということは、企業会計上なかなか難しい部分もあろうかと思うので、国も行っていた激変緩和措置というような形で物価高騰に対応するための措置というようなことも参考にしながら市の方で財源化を検討いただけないかというようなことを含めて、付帯意見という形での対応になると思う。それができるかどうかというのは上下水道部内部では難しい部分であると思う。二つ目の料金改定のことに関しては、先ほど回答あったが、これまで 25 年間改定せずにきたが、これまで何度も申し上げているとおり人口が減少していく社会において水道経営を維持していくということは、これからはかなり厳しくなってくるということで、今回改定したから次また 25 年後でということはありえないと思う。そういう意味では日本水道協会の算定要領では 3 年から 5 年に 1 回程度は見直しをしていくというようなことで、答申としても今回限りというよりは、恒常的

に 3 年から 5 年ぐらいのサイクルでの見直しの必要があるというようなことは付議する必要があると考えている。基準となるようなものとして起債の企業債残高対給水収益比率 400%であるとか料金回収率 100%という一定の基準値を設定したと思う。そういうものを指標としながら必要に応じて改定作業というのが今後出てくることになると思う。今後の料金改定は令和 9 年度を見込んでいるかと思うが、料金改定の際にはあわせてそういうこともご周知いただいて、ご理解をいただきながら水道行政を進めていくということが必要と思っている。

**（委員）**

水道料金の値上げによって飲食店が特に影響を受けると思う。国が言っている消費税の飲食料品への 1%の減税とタイミング的に重なるので、そのあたり国も対策はすると言っているが具体的な内容はまだ出てきてない。国の制度が出れば、連動して市の方もできるだけ支援をしていただきたい。あと、今足元で金利が非常に上昇しており、長期プライムレートが 3%を超えて中小企業の資金調達が懸念されている。さらに金利が上がっていく可能性もあるので今の 3%で調達した方がいいのでないかという話も足元であって、この企業債の発行は、どのタイミングで行っていくのか非常にシビアなものである。今、料金の見直しの時期なので、企業債残高対給水収益比率 400%以内で早めに調達して将来の金利上昇に備えるというのも一つの前向きな意見ではあると思うが、飲食店の対応、資金調達という面を少し配慮いただけたらと思う。

**（事務局）**

今の飲食店の話しについては、先ほどの付帯意見の中で、ご意見があった経済対策としてというところになるかと思う。

**（委員）**

特に厳しくなるというのが今予想されている。

**（会長）**

今のご意見は、その他の付帯意見のところで市民だけではなく、中小企業を含めた企業の支援というようなことも少しいるのかなという部分と、先ほどの水道料金の体系のところ逓増度のところにも関わるかなと思う。企業としては支払利息が増えて、そもそもそれが厳しい状況でさらに水道料金の値上げということで、利息の上昇と水道料金の上昇とが二重で来るというような影響もあるかと思う。その辺についても少し付議をする必要があると思う。消費税 1%の問題は、重複によって何か懸念することが

あるのか。

**（委員）**

飲食店は売り上げから消費税 10%を取らなければならない。仕入れは 1%になるのでまったく仕入れ価格が下がらない。例えばそもそも仕入れ業者は値上げしたくてたまらないが、いわゆる値下げの余地は限られているので、そうすると仕入れは下がらないで、売り上げは 10%払う中で、国に納めるものは今まで仕入れと売り上げの差額を払えばよかったのだが、それが拡大することで今まで例えば 30 万円毎年消費税を納めたところは下手をすると 60 万円納めなければならなくなる。売上が変わらないのに 60 万円をどこから取ってくるのかという話になる。農業の方も同じような課題抱えていると伺っている。政府もそこは配慮すると言っているけれども、具体的な内容はまだ示されていない。そこに値上げというと、このような厳しい時期にどうしてという可能性はもちろんある。逆にスーパーやお弁当屋等は 1%になるのでそれは有利となる。

**（会長）**

少しまとめながら、お気づきの点があれば、都度ご意見をいただければと思う。先ほど来あるとおり、改善策としては大きく三つということで、水道料金の改定についてということ、水道料金の体系についてということ、その他というような形で答申の方をこれから作成していきたいと思っている。16 ページ、先ほど来説明のあるとおり、まず①水道料金の改定についてということで、これまでどういう状況であるかという現状を少し記載させていただきながら、これから資金を十分に確保できない状況を見越している中で、持続的に継続するためには料金改定が必要であるということを記載させていただく。16 ページにあるとおり、前回議論で平均改定 26%、29%、32%という三つのパターンでシミュレーションを行った。26%というのはないということであったと思うし、専門家からは今後厳しい状況が続くということで 32%ぐらいないととの意見があった。とは言え、市民の負担のことを考えると 29%ぐらいといった平均改定率の議論が出たかと思うので、答申書の中には 32%29%ともに併記するというような方向もありうると思っている。その辺について何かご意見等あるか。いやもう 32%だけでいいのではないかとか、29%にした方がいいのではないかとか。

**（委員）**

やはり 32%が本当はいいのではないかというのが本音である。そうはいっても、負担を考えると 29%もありかもしれないとも思う。料金改定をしたとしても、結局 5 年ぐらいしかもたないということを考えれば、今後のこともあり、やはり料金改定は今後

4、5 年に 1 回はしていかないともたないと書くべきと思う。32%だけ書けばいいのか29%を入れて書けばいいのかそこは難しいが、32%が本当は必要だということは少し書くべきである。

**（会長）**

経営上でいうとやはり 32%としておいて、一般財源で激変緩和措置のようなものができるのであればそういうことをぜひ検討いただきたいというような形の付議が一番望ましいと思う。29%をどうするかは少し事務局とも相談させていただければと思う。続いて改善策②水道料金の体系について、ここは先ほど来少しご意見がある。一つは逓増度の話で、大阪府内で一番高い逓増度ということを先ほど少し申し上げたが、作るのにかかる費用と支払っている料金を比較したときに、支払っている料金の方が安い、要は原価を割れて販売しているという状況が続いていた。水道事業はそういう事業でこれまで進めてきているので、それそのものが悪いというわけではないが、それを少し緩和するということが必要であり、ご意見いただいたように企業の方も支払利息の負担が非常に増えてきていて、物価も高騰してきていてということなのでそういう意味で、もう企業に対して過度に負担を押し付けるということも難しい状況ということはあろうかと思う。一定の逓増度の緩和ということで前回お示ししたような形で、平均改定率については 32%とか 29%ということであったが、少し口径使用水量に応じて改定率については差をつけて、逓増度を緩和するような方向で進める必要があるというような形で記載をさせていただければと思っている。次は基本料金、従量料金についてであるが、こちらも議論をいただいた。水道というのはやはり装置産業で一定程度経費としてかかるものをたくさん抱えており、それは基本料金で支払うというのが原則なのだが、それで全て賄おうとすると基本料金が 80%などとんでもない金額になってしまう。そのため、これまでの議論でご説明があったとおり、基本料金の割合が少し低い部分を少し高めるということで、固定的にかかる経費に関して負担していただく意味で、基本料金の比率を少し高めるというようなことは書かせていただきたいと思う。同じく水道料金の体系のところで、基本水量の議論が少しあったと思う。これまで少量利用者に対しては基本料金のみということであったけれども、水道使用者の公平性の観点ということで、これについては皆さんご賛成いただいたと思うが、基本水量というのは廃止をするということで、水道の使用量に応じた適正な対価を求めるというようなことをお伝えさせていただきたい。従って、水道料金の体系については今言った三つ、逓増度の話と基本料金・従量料金の比率の話、基本水量の話というあたりを記載させていただければと思っている。あわせて水道料金の改定の時期についても答申の中には一定程度示しておく必要があろうかと思う。今回、いくつ

かのパターンで料金改定のシミュレーションを行っていただき、資金との関連でいくと令和９年度から実施をすることが妥当であろうというようなことを少し入れさせていただければと考えている。続いて改善策③その他の経営改善について、一つは本日議論いただいた給水収益以外の財源の確保ということで、本日ご説明いただいた内容も含めて、必要に応じて改定をするということである。納付金等一定の割合を占めているものもあるので、営業外収益も含めて適切に改定をしていくことで財源の確保を図っていく。(2) 事業の最適化ということに関しては、本日、窓口の営業時間の検討ということで、サービスが過度になっているようであれば少し見直しをご検討いただければと思う。最初の方に議論した太中浄水場については、更新を行わないという形で審議会としては議論をさせていただいたので、そういう方向性で自己水源のあり方についても答申の中に入れさせていただければと思っている。併せて、委員からもあった国庫補助金の活用等、できる限り利用者の負担が軽くなるように活用できる交付金補助金については獲得できるように進めて行くということと、これはどのようにしようかと思っているが、途中で広域化の話が少し出てきたかと思うが、これそのものを入れるかは次回の課題というあたりにするというのはあるけれども、広域化の中身はあまり検討していないが、今、府域一水道という形での広域化も進んでいるという背景もあり、そちらについては少し入れるかどうか、何か広域化のことに関して入れた方がいいとか。今回はまだ十分審議していないので入れないでいいとか何かご意見をいただきたい。

**（委員）**

入れてもいいのではないかと思う。

**（会長）**

広域化をするかしないかは別として、経営上良くなるという判断があればそういうことを進めるということも、利用者の負担が増えるということであれば、しないというようなことも今後検討をしていただくという意味で、少し広域化のことも今後ご検討くださいというような形で入れさせていただくということでよろしいか。(3) 持続可能な経営基盤の確保というあたりについては、そこに記載があるとおり、企業債残高対給水収益比率が 400%以内ということで、今借金をできる限りしてこないで、ちょうど全国平均ぐらいの 280%で、借金を過度にせずに経営をしてきたということであるけれども、先ほど委員からもあったが、今後ますます金利が上がるのならば、今のうちに起債を活用して何か対応するというようなことも必要ではないかというご意見もあった。とはいえ、過度に起債が増えると将来世代の負担が大きくなるということなの

で、400%以内に収めるというような形でうまく活用しながら、現世代と将来世代の負担、公平感を保ちながら進めてくださいということや、先ほど来、委員からもあったとおり、改定については一過性というよりは少し定期的な見直しが必要であるというようなことは、持続可能な経営基盤の確保という中に入れさせていただければと思っている。18 ページ、その他付帯意見について、一つ目は広報活動の取り組み強化と書いているけれども、水道使用者への周知、理解を図るということは必須ということなので、そういうことは取り組んでくださいということである。二つ目は生活者等への配慮と書いているが、今回先ほどご意見があったように生活者だけではなく中小企業への支援も含めて、生活者および中小企業への配慮というような形で市民の家計であるとか、企業の経営に影響が懸念されることが想定されるので、少し経済対策としての激変緩和であるとか、恒常的になるのはよろしくないかなとは思うが、福祉政策としての配慮がもし可能かどうかということについては検討されたいというような形で、これはなかなか水道だけの話ではない部分が先ほど来あるとおりだが、企業会計上、企業を持続的に行うためには必要な料金改定ではあるけれども、それに対する市民、企業活動されている方への配慮については少し全体として考えていただきたいということを入れさせていただければと思う。その他は（1）（2）となっているけれども、先ほど来あるとおり 3 年から 5 年ぐらいで料金改定を今後見直した方がいいということであれば、摂津市の場合は、水道系の審議会が常設ではないので、今後は定期的に設置して、都度そういう課題に対して審議を行う必要があると思う。その際には専門家だけではなくて今回のように非常に貴重な意見をいただいた市民委員の方も含めて会を設置していただき、運営をしていくことが望ましいのではないかと思うので、常設の審議会というものがもし設置できるようであれば、そういう機会を設けることがいいのではないかというようなことを書かせていただければと思っている。今のところ会長および事務局の方で想定している答申としては、申し上げた内容を想定しているけれども、内容についてのご意見やご質問あるいはその他のご意見あれば受けたいと思うがいかがか。今後の進め方だが、次回、第 6 回審議会は 10 月 30 日の 1 時 30 分からということであるが、この日は市長が来られるのか。

**（事務局）**

市長は来られる予定となっている。

**（会長）**

市長が来られて諮問されたことに対して答申を行うけれども、答申書については、先ほど少し申し上げた内容を事務局の方で文書化していただき、私と協議を進めた上で

答申書を作成させていただきたいと思う。先ほど少しこういうことを書きたいと思うと申し上げた内容で進めさせていただきたいと思うので、もしよろしければご一任いただきたいということと、私と事務局とで作成した答申書を事前にご確認いただいて、当日少しご意見をいただく時間を設けた上で市長に答申書を渡すという形にさせていただければと思うが、そういう進め方でよろしいか。

【異議なし】

**（会長）**

ではそのようにさせていただきたいと思うので、なるべく早く答申書を作成して皆様に目を通していただく。先ほど申し上げたことを踏まえて書かせていただくけれども表現等含めて何かご意見があれば事前にいただければ、準備としてもありがたいと思うのでご了承いただきたい。全体を通じて皆様の方から何かあるか。その他連絡事項について事務局よりお願いする。

【事務局説明】

**（会長）**

確認事項等あるか。

**（委員）**

次回第 6 回になるが、そこで新たに何か決めるとか、内容を検討するということはもうないのか。

**（会長）**

先ほど申し上げたとおり、私と事務局の方で答申書を作成し、事前にご確認いただき、ご意見があったものを披露させていただき、その内容をまた全員で確認をしてという作業になると思う。新たに何かということではないと理解していただいて構わない。

**（委員）**

了解した。

**（会長）**

市長が何時に来られるのかタイミングが難しいと思う。時間は決まっているのか。

**（事務局）**

ある程度決めようと思っている。

**（会長）**

午後 3 時までとなっているけども多分それほど長くはならないのではないかと個人的には思っている。

**（事務局）**

答申書（案）の変更等、ご意見をいただいて、変更が必要になる可能性があるので、その時間は第 6 回審議会として一定確保させていただく予定である。

**（会長）**

それでは、本日の議事は全て終了したので審議会はこれにて閉会する。

ご協力いただき感謝申し上げる。